

日連 6 第 40 号
(業 1 第 2 号)
令和 6 年 4 月 9 日

国際税務情報研究会
会長 中 里 実 様

日本税理士会連合会
会長 太 田 直 樹

諮 問

貴研究会に下記の事項を諮問します。

記

ドイツ事業承継税制等に焦点を当てたベンチマーキング研究について

(諮問の趣旨)

- 1 貴研究会からの 2020 年 1 月の答申「事業承継税制に関する国際比較に基づく研究－税務専門家の視点からの事業承継税制への評価と今後の課題－」によれば、諸外国の事業承継税制については、非課税制度、課税標準からの控除制度、経営承継資産の評価手法など多様な課税方式が採用されていることが識別できます。

他方、日本では平成 20 年(2008 年)度に導入された中小企業経営承継円滑化法を根拠とした納税猶予型の事業承継税制の事例件数は累計で 17,039 件¹に留まっております。2021 年 6 月 1 日時点の中小企業数は 336.5 万者²であることから、制度利用率はわずか 0.5%程度の現状にあります。制度導入後の 15 年間、むしろ中小企業の事業承継問題は、深刻なステージに入り、中小企業の廃業件数は増加し続け、昨年インターネットによるアンケート調査(日本政策金融公庫、2023 年 1 月実施、有効回答数 4465 件)によれば、「後継者が決定している」企業は回答企業のわずか 10%に過ぎません。勿論、事業承継問

¹ 経済産業省「令和 6 年度税制改正要望事項」。平成 29 年度以前は計画認定件数、平成 30 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。今後も年 3,000 件程度の見込みである。

² 中小企業庁公表。「令和 3 年経済センサス活動調査」(総務省・経済産業省公表)のデータを分析し同庁でとりまとめた数字。

題は税制による対応のみで解決するものではなく、少子化による働き手の減少、情報技術の進展と普及、経済の国際化など中小企業が対峙する市場環境の変化に対応するポリシーミックスにより解決の糸口を探らなければならないのは周知の事実であります。

- 2 事業承継問題は、日本以外の先進諸国においてもその解決を図るべき優先順位が高い問題であります。ドイツにおいてはユニークな事業承継税制を導入しながら、国民経済の底上げと成長を図り、2023年度のGDPは4兆2,106億ユーロと日本を抜き世界第3位になりました。

ドイツは2016年のデータ³によれば、中小企業割合が99.3%、GDP（付加価値）に占める割合が約50%、雇用者割合が約60%であり、日本と産業構造が類似するだけでなく、中小企業を支援する税理士制度の先進国でもあります。

この点で、日本の税理士の主要な支援対象である中小企業の経営の大きな節目において、ドイツにおける中小企業の経営課題の分析と事業承継税制の運営状況の確認を行い、その延長線上にある日本の今後の産業構造のあり方まで検討することは時機を得た研究といえます。

そこで、これらの点に焦点を当てたベンチマーキングの手法により、現行のドイツ事業承継税制等の内容を示したうえで、税務専門家の視点から、日本の現行税制等に係る課題について、研究していただきたく、貴研究会に諮問します。

以 上

³ 黒川洋行「ドイツの中小企業と地域金融機関」証券経済研究第106号、2019年。